災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

稲城市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)は、災害時における無人航空機(ドローン)を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(基本原則)

第1条 乙は、稲城市の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生したときは、この協定の定めるところにより、甲の支援活動を行うものとし、及び平時においては、この協定に定めるところにより甲乙相互に協力するものとする。

(支援活動の実施)

- 第2条 稲城市の区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合は、乙は、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の3(捜索、救助等のための特例)における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次に掲げる支援活動を行うものとする。
  - (1) 無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
  - (2) 無人航空機 (ドローン) により撮影した情報の甲への提供
  - (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
  - (4) 作成した地図データの甲への提供及びインターネット上への公開
  - (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙における協議の上定める事項 (調査研究等の実施)
- 第3条 甲及び乙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。
- 2 乙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲は平常時から 可能な範囲で乙に協力するものとする。

(連絡窓口)

第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(費用の負担)

第5条 第2条及び第3条に規定する乙の活動等(以下「活動等」という。)

に要する費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として 乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれが負担すべきか判断し難い費用 については、その都度、甲乙が協議して、その負担区分を定めるものと する。

(災害補償)

- 第6条 乙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により 負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担す るものとする。
- 2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の 賠償に要する費用を負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。 ただし、期間満了の3か月前までに甲乙のいずれからも解約の申出がな いときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記 名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月26日

甲 稲城市 代表者 稲城市長 髙橋 勝

乙 東京都調布市国領町三丁目4番地1 特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン 代表者 理事長 古橋 大地